

(2) 監査の視点

- ア 職員数が市場規模に応じて相応であるかどうか。
- イ 職員の出勤状況。

(3) 監査手続

- ア 他の同規模程度の中央卸売市場と比較分析検討をした。
- イ 課係別職員配置表をもとに事務内容のヒヤリング調査をした。
- ウ 平成18年1月1日から12月末日までの出勤簿（嘱託含む）を査閲した。

(4) 監査の結果及び意見

ア 職員数の大幅削減を行い、見直しを図るべきである。【指摘事項】

図表51は、平成16年度における岡山市中央卸売市場の職員数及び人件費について、同規模程度の中央卸売市場と比較したものである。

(図表51)

	岡山市	宇都宮市	岐阜市	金沢市	徳島市	広島市 (法 非適用)	静岡市 (法 非適用)	浜松市 (法 非適用)
敷地面積 (㎡)	194,443	152,937	123,952	95,311	103,616	327,060	173,961	175,260
年間取扱高 (t)	232,667	204,840	295,261	174,418	161,416	193,089	173,605	188,020
年間取扱高 (百万円)	66,417	63,826	79,304	86,516	58,191	108,226	58,576	71,184
職員給与費 (単位：千円)								
①基本給	101,126	71,319	78,674	90,920	79,085	/		
②手当	57,591	35,442	40,172	46,354	45,027			
③賃金	19,974	9,052	0	0	0			
④退職給与金	0	0	0	20,400	0			
⑤法定福利費	30,153	20,845	20,855	23,912	22,805			
合計	208,844	136,658	139,701	181,586	146,917	440,237	161,325	177,083
⑥年度末職員数	21	15	16	19	17	54	19	24
平均人件費 (①+②+⑤)/⑥	8,993	8,507	8,731	8,483	8,642	8,153	8,491	7,378

(地方公営企業年鑑平成16年度より抜粋)

(注) 上記②⑤には正規職員以外に嘱託職員分も含まれているが、計算簡便化のため、これを含めて正規職員の平均人件費を算定した。
また、広島市・静岡市・浜松市（いずれも法非適用）の平均人件費は、歳入歳出決算調の職員給与費を年度末職員数で除して算定している。

その結果、岡山市の正規職員の平均人件費については、図表51のとおり約899万円であり年間取扱高が同規模程度の宇都宮市、岐阜市中央卸売市場とほぼ同程度であるが、正規職員数については6～7名多い。

各卸売市場の地域特性や延施設面積、せりと相対取引の割合等が異なるため、

一律に比較することは困難であるが、その差異についての比較検討分析を行い、分掌事務そのものの見直しや人数削減の余地がないかどうか検討する必要がある。

特に、市職員が行っている守衛業務(2人)については、嘱託職員の活用や外部委託化を早急に検討する必要がある。即ち前記のとおり緊急の修繕費を捻出するために平成15年度以降市役所からの出向職員を5名削減できた経験に照らしても、一般会計からの繰出金全廃を目的として早急に更に正規職員の10名程度の削減、嘱託化を目標として実現すべきであり、そうすれば人件費が現在2億1,400万円であるものが約5,000万円程度は削減できる。岡山市中央卸売市場に対して一般会計からの繰出金が恒常的に2億円を超えているということは、見方を変えれば市役所からの出向者の賃金を補填していることに等しいことを認識する必要がある。

そもそも、後記のとおり同規模の市場との人数の比較という手法では、改革が進捗しないこと、微温的改善にとどまることを認識する必要がある。発想を転換し市役所からの出向の職員を3名程度にすることも十分に可能であるからこの方策を採用して実行すべきである。そうすれば人件費は最低でも1億円程度の経費削減が可能である。

イ 専門的知識を有する職員の養成【意見】

岡山市中央卸売市場の職員については、岡山市の人事のなかでの定期的なローテーション異動が行われている。職務分掌をみると、企画、人事、経理、経営指導等専門的知識を必要とする職務が見受けられるが、スーパーやショッピングモールの運營業務と比較しても正規職員でないと不可能な職務が何であるのかは、実際は明らかではない。食の安全の確保という観点は重要であるが市役所からの出向者でないと行えないという事実は認められないのである。

また、このような短期のローテーション異動のなかでは、専門的な知識を必要とする職員が育ちにくい環境にある。

市場としての人事制度の見直しや実践的な能力が獲得できる教育研修制度の導入など、全国の中央卸売市場の中で唯一地方公営企業法を全部適用していることによる市場の独自性を活かした体制構築を急ぐ必要がある。管理者は、岡

山市からの出向者を断り職員数を削減して、市場プロパー職員の採用を行うという政策に転換すべきである。

「その他実施した監査の内容」

12 市場関係業者の業者数

(1) 概要

平成18年4月1日現在の卸売業者、仲卸業者、売買参加者の業者数は図表52のとおりである。

(図表52) (平成18年4月1日現在)

	青果部	水産物部	花き部	合計
卸売業者	(2) 2	(2) 2	(2) 1	(6) 5
仲卸業者	(50) 26	(52) 37	(6) 3	(108) 66
売買参加者	163	224	330	717

注 () は岡山市中央卸売市場業務条例第8条及び23条に定める業者数の最高限度である。

卸売業者及び仲卸業者の数は、岡山市中央卸売市場業務条例において最高限度が定められており、現在の業者数はこの最高限度を超えていない。

この最高限度の数は、市場開設当初の業者数をベースに定められたものと推測され、当時の数が据え置かれたままである。

(2) 監査の視点

卸売業者、仲卸業者、売買参加者等の市場関係業者が市場規模に応じた適正規模であるかどうか。

(3) 監査手続

ア 過去10年間（平成8年度から17年度）の各業者数の異動状況を調査した。

イ 市場関係業者数等について、岡山市中央卸売市場と同規模程度の中央卸売市場と比較検討した。

(4) 監査の結果及び意見

ア 新規業者の参入促進を図るべきである【意見】

過去10年間（平成8年度から17年度）の市場関係業者数の異動状況は図表53、図表54、図表55のとおりである。

(図表53) 卸売業者数の推移

項目 時点	青果部業者数			水産物部業者数			花き部業者数			合計		
	業者数	許可数	廃止数	業者数	許可数	廃止数	業者数	許可数	廃止数	業者数	許可数	廃止数
平成8年4月1日	2			2			2			6	0	0
平成9年4月1日	2			2			2			6	0	0
平成10年4月1日	2			2			2			6	0	0
平成11年4月1日	2			2			2			6	0	0
平成12年4月1日	2			2			2			6	0	0
平成13年4月1日	2			2			2			6	0	0
平成14年4月1日	2			2			2			6	0	0
平成15年4月1日	2			2			2		合併1	6	0	合併1
平成16年4月1日	2			2			1			5	0	0
平成17年4月1日	2			2			1			5	0	0
平成18年4月1日	2			2			1			5	0	0

(市資料より作成)

(図表54) 仲卸業者数の推移

項目 時点	青果部業者数			水産物部業者数			花き部業者数			合計		
	業者数	許可数	廃止数	業者数	許可数	廃止数	業者数	許可数	廃止数	業者数	許可数	廃止数
平成8年4月1日	35			45		1	4			84	0	1
平成9年4月1日	35			44		1	4			83	0	1
平成10年4月1日	35		1	43		1	4			82	0	2
平成11年4月1日	34		2	42		1	4			80	0	3
平成12年4月1日	32			41		1	4			77	0	1
平成13年4月1日	32		2	40		1	4			76	0	3
平成14年4月1日	30			39		1	4			73	0	1
平成15年4月1日	30		2	38			4			72	0	2
平成16年4月1日	28		1	38			4		合併1	70	0	2
平成17年4月1日	27		1	38		1	3			68	0	2
平成18年4月1日	26			37			3			66		

(市資料より作成)

(図表55) 売買参加者数の推移

項目 時点	青果部業者数			水産物部業者数			花き部業者数			合計		
	業者数	承認数	廃止数	業者数	承認数	廃止数	業者数	承認数	廃止数	業者数	承認数	廃止数
平成8年4月1日	219			315	0	9	399	13	14	933		
平成9年4月1日	218			306	3	9	398	7	8	922		
平成10年4月1日	213			300	2	6	397	8	32	910		
平成11年4月1日	214	2	20	296	4	12	373	12	14	883	18	46
平成12年4月1日	196	2	5	288	3	13	371	11	7	855	16	25
平成13年4月1日	193	2	3	278	1	19	375	10	12	846	13	34
平成14年4月1日	192		3	260	6	13	373	11	34	825	17	50
平成15年4月1日	189	2	11	253	4	12	350	9	16	792	15	39
平成16年4月1日	180	3	7	245	2	12	343	6	6	768	11	25
平成17年4月1日	176	1	14	235	1	12	343	3	16	754	5	42
平成18年4月1日	163			224			330			717		

※ 青果部の平成10年度まではデータがない。

(市資料より作成)

前記のとおり、仲卸業者、売買参加者の数については、平成8年度以降、新規許可はなく毎年減少している。経営基盤の強固な新規業者が参入すること等により市場の活性化、統合の促進につながると期待されることから、特に、優良な仲卸業者の市場への参入促進策を検討する必要がある。

イ 市場関係業者数等の適正化を図る。【意見】

図表56は、平成16年度における岡山市中央卸売市場の年間取扱高及び市場関係業者数等について、同規模程度の中央卸売市場と比較したものである。

(図表56)

	岡山市	宇都宮市	岐阜市	金沢市	徳島市	広島市 (法非適用)	静岡市 (法非適用)	浜松市 (法非適用)
法適用年月日	H14.4.1	H15.4.1	S47.4.1	S42.4.1(中央) S62.11.24(花き)	S45.4.1	-	-	-
敷地面積 (㎡)	194,443	152,937	123,952	95,311	103,616	327,060	173,961	175,260
年間取扱高 (t)	232,667	204,840	295,261	174,418	161,416	193,089	173,605	188,020
年間取扱高 (百万円)	66,417	63,826	79,304	86,516	58,191	108,226	58,576	71,184
①青果物	27,389	37,126	58,089	23,801	19,754	50,401	28,712	29,716
②水産物	32,946	25,902	21,215	60,891	38,437	44,963	29,220	34,188
③その他	6,082	798	0	1,824	0	12,862	644	7,280
市場関係業者								
卸売業者(社)								
青果物	2	2	2	1	2	4	2	2
水産物	2	2	2	2	2	2	2	2
その他	1	-	-	1	-	2	-	1
仲卸業者(社)								
④青果物	27	17	31	23	36	49	19	12
⑤水産物	38	14	22	22	15	27	14	16
⑥その他	3	-	-	2	-	12	-	-
売買参加者(人)								
青果物	176	515	412	298	102	444	382	300
水産物	235	384	256	218	179	581	354	365
その他	343	-	-	257	-	705	-	87
関連事業者(人)								
第1種	35	40	87	28	32	55	28	56
第2種	25	17	14	17	17	33	9	8
仲卸業者(社)1者当たりの平均取扱高(百万円)								
青果物(①/④)	1,014	2,184	1,874	1,035	549	1,029	1,511	2,476
水産物(②/⑤)	867	1,850	964	2,768	2,562	1,665	2,087	2,137
その他(③/⑥)	2,027	-	-	912	-	1,072	-	-

(地方公営企業年鑑平成16年度データをもとに作成)

(注) 仲卸業者のみの年間取扱高が公表されていないため、売買参加者も含めた市場全体の年間取扱高を仲卸業者(社)数で除して、仲卸業者(社)1者当たりの平均取扱高を算定している。

この結果、岡山市の仲卸業者1社当たりの平均取扱高は、仲卸業者の数で単純に計算すると青果物については宇都宮市、岐阜市の約半分程度しかなく、また水産物についても、宇都宮市の約半分程度しかない。これは、青果物及び水

産物については、岡山市中央卸売市場は、年間取扱高の割りに仲卸業者の数が多いためである。

また、市場取扱高を仲卸業者数で除して算定した仲卸業者1社当たりの平均取扱高（金額ベース）は、平成3年度と平成17年度とを比較すれば、図表57、図表58のとおり、青果部及び水産物部では減少している。これは、仲卸業者数は減少しているものの、それ以上に市場全体の取扱高が減少しているためである。

仲卸業者の経営状況が厳しくなっているなか、経営合理化により固定費の削減を図る一方で、仲卸業者同士の経営統合等により、各仲卸業者が損益分岐点売上高を確保することを目指すべきである。

(図表57)

(単位：トン・千円)

		平成3年度			平成17年度			
		①取扱高	②仲卸業者数	①/②	③取扱高	④仲卸業者数	③/④	
青果部	数量	124,857	36	3,468	107,809	27	3,993	↗
	金額	35,913,410	36	997,595	24,547,664	27	909,173	↘
水産物部	数量	55,980	50	1,120	41,668	38	1,097	↘
	金額	51,835,515	50	1,036,710	32,293,817	38	849,837	↘
花き部	数量	88,236	4	22,059	79,543	3	26,514	↗
	金額	7,707,629	4	1,926,907	5,884,086	3	1,961,362	↗
合計	数量	269,073	90	2,990	229,020	68	3,368	↗
	金額	95,456,554	90	1,060,628	62,725,567	68	922,435	↘

なお、岡山市中央卸売市場の平成17年度の仲卸1社あたりの取扱金額は、部内資料によると図表58のとおりである。

(図表58)

(単位：千円)

	全取扱金額 (A)	うち仲卸 取扱金額(B)	(B) / (A)	H18. 4. 1 仲卸業者数	仲卸1社あたり の取扱金額
青果部	24,547,664	16,842,304	69%	26	647,781
水産物部	32,408,267	12,155,167	38%	37	328,518
花き部	5,884,086	871,815	15%	3	290,605

前記図表56の数値と異なる理由は、売買参加者に対する売上が除外されているためである。

13 卸売業者、仲卸業者に対する財務面の指導、監督

(1) 概要

岡山市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第84条では、「市長又は管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類及びその他の物件を検査させることができる。」と定められている。

ア 卸売業者の財務基準

卸売業者については、農林水産省の監督のもと、一定の財務基準が定められており、国に業務・財産の報告を提出している。

卸売市場法第51条第2項においては、「卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認められるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる」と定められている。

各号の内容を要約すれば、以下のとおりである。

- | | |
|--------------------|------------|
| ①流動比率 | 100%を下った場合 |
| ②自己資本比率 | 10%を下った場合 |
| ③連続3事業年度経常損失が生じた場合 | |

(注) 流動比率＝(流動資産÷流動負債)×100%

短期の負債に対する企業の支払能力をみるための数値で、財務の安全性をあらわす指標である。一般的には100～200%以上が望ましいとされている。

自己資本比率＝資本の合計金額÷(資本及び負債の合計金額)×100%

返済不要の自己資本が全体の資本調達何%を占めるかの数値で、経営の安定度をあらわす指標である。一般的には20～40%以上が望ましいとされている。

業務条例第85条では「市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。」

と定められている。

管理者は上記業務条例に基づき、卸売業者について3年に1回のローテーション計画に従い検査を実施している。平成17年度は青果部の卸売業者2者を対象に検査を実施し、いずれも平成18年1月に改善報告書が提出されている。(平成18年度は水産物部を検査した。平成19年度は花き部を検査予定である。)

イ 仲卸業者の財務基準

仲卸業者については、管理者である岡山市が指導監督し、業務条例第85条第2項では「管理者は、市長と協議して、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれにも該当する場合において、市場における仲卸の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。」と定められており、規程によって財務基準が次のとおり定められている。

- | | |
|--------------------|----------|
| ①自己資本比率 | 0を下回った場合 |
| ②連続3事業年度経常損失が生じた場合 | |

業績が悪く上記基準を下回った仲卸業者(以下、「経営改善指導対象業者」という)に対して、平成17年6月以降、管理者は仲卸業者から提出された営業報告書をもとに、各仲卸業者に対し計画的にヒヤリングを実施している。

一方、仲卸業者は、経営改善の通告を受けた日から30日以内に、経営改善報告書に今後3年間の経営改善計画書を添付し、管理者に提出することとしている。

また、市は仲卸業者の経営改善を図るため、中小企業診断士を派遣する等の支援を行っている。

(2) 監査の視点

卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対する指導監督が、「業務条例」に基づいて適切に行われているか。また関係書類が適切に作成、保管されているか。

(3) 監査手続

平成17年度に係る卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対する指導監督の関係書類を査閲し、「業務条例」に基づいて適切に行われているか検証した。

(4) 監査の結果及び意見

ア 報告資料の精査が必要【指摘事項】

平成15年度から平成17年度における卸売業者5者の財務数値は、卸売市場法第51条第2項に定める上記の各基準値をクリアしているが、そのうちの1者については、会計上、下記の問題点がある。

(ア) 長期滞留金134百万円のうち大半を占める仮払税金（経常利益金額を超える）は、過年度支払税金を費用処理していないものであり、決算上は過年度損益修正損で処理すべきものである。

(イ) 長期貸付金349百万円については、毎年、経常損益が赤字にならない範囲内で債権の償却を行っているが、会計上は回収不能見込額を引当金計上すべきである。

また、卸売業者のうち2者についても、経常利益金額を超える仮払税金があり上記と同様、決算上は過年度損益修正損で処理すべきものである。

いずれも、適正な会計処理を行った場合は、上記のいずれかの基準値を下回る可能性があり、業務条例第85条の定めに従い、会計に関する改善措置命令が必要である。

イ 営業報告書の提出遅延【指摘事項】

業務条例第31条では「仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規程で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した営業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、管理者に提出しなければならない。」との定めがあるが、その期限までに提出していないケースが見受けられる。提出期限を遵守するよう指導していく必要がある。

ウ 経営改善報告書の提出遅延【指摘事項】

改善措置が必要とされた仲卸業者のうち、経営改善報告書の未提出のところが、図表59のとおり、1者あり、早急に提出を促す必要がある。

(図表59)

	ヒヤリング実施日	経営改善報告書 提出日
A	平成 18 年 3 月 17 日	平成 18 年 5 月 15 日
B	平成 18 年 3 月 22 日	未提出
C	平成 18 年 8 月 29 日	平成 18 年 10 月 30 日
D	平成 18 年 2 月 2 日	平成 18 年 3 月 4 日

エ 営業報告書等の精査が必要【指摘事項】

仲卸業者（66者）の営業報告書及び決算書を査閲した結果、図表60のケースが見受けられた。適正な会計処理を行った場合は、前述の財務基準を下回るこ
ととなるので、上記の経営改善指導の対応が必要である。

また、今後、営業報告書及び決算書の調査分析については、そのための知識
習得に努めるとともに、公認会計士など外部専門家を活用することも検討の余
地がある。

(図表60)

仲卸業者	内 容
E	自己資本比率 平成 15 年度～平成 17 年度 マイナス 平成 15 年度及び平成 16 年度 経常損益赤字 平成 17 年度 経常損益黒字であるが、減価償却費を 3 年間 計上していない。概算計上した場合、経常損益は赤字となる。
F	自己資本比率 平成 15 年度～平成 17 年度 マイナス 平成 15 年度～平成 17 年度は経常損益黒字であるが、減価償 却費を 3 年間計上していない。概算計上した場合、経常損益 は赤字となる。
G	自己資本比率 平成 15 年度～平成 17 年度 マイナス 平成 15 年度及び平成 17 年度 経常損益赤字 平成 16 年度 経常損益黒字であるが、債務免除益等 13, 248 千円を営業外収益に計上しているため、これを特別利益に修 正した場合、経常損益は赤字となる。

オ 仲卸業者に対する財務基準の見直しが必要【意見】

岡山市中央卸売市場の仲卸業者に対する財務基準は、卸売市場法の改正に伴い、国の卸売業者に対する財務基準の内容をもとに定めたものであるが、流動比率基準は入っていない。

他の中央卸売市場の仲卸業者に対する財務基準は図表61のとおりであり、国の卸売業者に対する財務基準の内容をベースにして、流動比率基準を含めているケースが多い。

(図表61)

仲卸業者に対する財務基準

市場名	財務基準			and or (注)
	流動比率	自己資本比率	経常損失	
岡山市	-	0%未満	3期連続	and
広島市	-	0%未満(規則)	3期連続(条例)	and
呉市	100%未満	10%未満	3期連続	and
徳島市	100%未満	10%未満	3期連続	and
高松市	100%未満	10%未満	3期連続	and
高知市	100%以下	10%以下	3期連続	and
松山市	100%未満	10%未満	3期連続	and
奈良県	100%未満	10%以下	3期連続	and
和歌山市	-	10%未満	3期連続	and
三重県	-	0%未満	3期連続	and
金沢市	100%未満	10%未満	3期連続	or
富山市	100%未満	10%未満	3期連続	and
福井市	100%未満	10%未満	3期連続	or
大阪市	-	10%未満	3期連続	and
大阪府	-	10%未満	3期連続	and
神戸市	-	10%未満	3期連続	and
尼崎市	100%未満	10%未満	3期連続	or
姫路市	100%未満	10%未満	3期連続	and
京都市	-	10%未満	3期連続	and

(注) 「and」は財務基準のいずれにも該当する場合、「or」は財務基準のいずれかに該当する場合である。

また、岡山市中央卸売市場では、自己資本比率基準は「0以下（マイナス）」としているが、これは債務超過状態を意味しており、債務超過に陥ってからの経営改善措置では遅いことは言うまでもない。平成16年度の卸売市場法の改正の意図した仲卸業者の経営統合を促進するという精神に反するもので、大いに疑問である。

仲卸業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、最低限必要な経営状態をあらわす財務基準は何かの観点から、他の中央卸売市場の財務基準も参考にして、基準の内容を見直し改正する必要がある。

14 売買参加者の承認更新

(1) 概要

ア 更新の定め

売買参加者になろうとする者は、管理者の承認を受けなければならない。また、その承認の有効期間は下記のとおりであり、更新手続きが必要である。

(「岡山市中央卸売市場要領集」)

青果部・・・新規のみ有効期間1年、その後3年更新

水産物部・・・新規のみ有効期間1年、その後5年更新

花き部・・・3年更新

(ただし、花き部については平成17年6月の要領改正で買受代金の決済状況が良好な者であると管理者が認める場合であって、かつ組合に属する場合は有効期間を6年間とする。また、平成18年3月から更新条件を緩和して買受実績は考慮しないこととなった。)

なお、更新手続きの際には、「岡山市中央卸売市場要領集」要領第8項に定める「売買参加者更新承認申請書」及び図表62の添付書類を管理者に提出して承認を受ける必要がある。

(図表62)

	個人の場合	法人の場合
(青果部関係)	納税証明書(住民税)	納税証明書(法人住民税) 貸借対照表及び損益計算書
(水産物部関係)	納税証明書(住民税)	納税証明書(法人住民税) 役員名簿
(花き部関係)	売買参加者組合の 所属証明書	売買参加者組合の 所属証明書

(2) 監査の視点

売買参加者の更新手続きが、「岡山市中央卸売市場要領集」に基づいて適切に行われているか。また関係書類が適切に作成・保管されているか。

(3) 監査手続

ア 平成17年度に係る売買参加者の更新手続の関係書類を査閲し、更新手続が「岡山市中央卸売市場要領集」に基づいて適切に行われているか検証した。

イ 売買参加者の承認の最終更新日を確認して、承認有効期限がすでに経過しているにもかかわらず更新手続を行っていない売買参加者がいないかどうか検証した。

(4) 監査の結果及び意見

ア 更新手続の未了 【指摘事項】

上記の承認有効期限経過後も更新手続を行っていない売買参加者が、図表63のとおり、平成18年9月14日現在6者ある。このなかには有効期限が平成15年11月30日で終わり、その後3年以上経過している売買参加者もあり、早急に更新手続きを促す必要がある。

また、それが実行されない場合は、業務条例第86条（監督処分）に基づき、売買参加者の承認の取り消し、または6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずる必要がある。

(図表63)

	最終更新日	承認期限
H	平成15年3月1日	平成18年2月28日
I	平成14年6月1日	平成17年5月31日
J	平成14年12月19日	平成17年11月30日
K	平成15年3月1日	平成18年2月28日
L	平成14年6月1日	平成17年5月31日
M	平成12年12月1日	平成15年11月30日

イ 添付書類の再検討 【意見】

花き部においては添付書類の改正があり、平成18年3月から、個人、法人を

問わず売買参加者組合の所属証明書のみを添付書類とすることとした。

これは「資力信用を審査するため決算書または資産調書及び納税証明書を添付することになっているが、更新時に確認を行うだけでは、実態変化をつかめず実効性が低い。そのため日々の精算代払い状況を確認することに重点を置く必要がある。」との理由によるものであるが、青果部及び水産物部の添付書類については、従前のままである。

「岡山市中央卸売市場要領集」は青果部、水産物部及び花き部ごとに定められているが、同じ中央卸売市場内での売買参加者の更新承認申請時の添付書類について異なる取扱があるのは適当でないと考える。

岡山市中央卸売市場全体として、更新承認申請時の添付書類について何が最低限必要かどうかを、決算書または資産調書及び納税証明書の実効性や事務処理の煩雑さ等の観点から再検討することが必要である。

15 業者の経営基盤の強化に関する「基本構想」への対応

(1) 概要

平成17年3月に岡山市市場事業部が公表した「基本構想」において、同2.経営基盤の強化のひとつの柱に「企業合併や業務提携による経営基盤強化」がうたわれている。

そのなかでは、「自社がもつ強みをより発揮できるよう、経営資源の再構築を通じて経営体質の改善をすすめ、必要に応じて企業合併や業務提携を行い、取引先が必要とする商品やサービスを開発していく。広範囲に及び小口配送の効率化・合理化をめざし、他業態との連携による共同配送体制の構築を検討する。」とあるが、その後、卸売業者及び仲卸業者の経営資源の再構築は行われていない。

平成18年4月には、農林水産省から「卸売市場整備基本方針」が公表され、「目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準を達成することを目安とするとともに、異なる市場の卸売業者同士の統合大型化、青果、水産物等取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化、連携強化も視野に入れた対応を行うこと。」とされている。

(2) 監査の視点

卸売業者及び仲卸業者の経営基盤の強化が図られているか。

(3) 監査手続

- ア 卸売業者及び仲卸業者の営業報告書、決算書等の査閲
- イ 卸売業者に対する質問

(4) 監査の結果及び意見

ア 卸売業者の生産性向上が必要【意見】

平成18年4月に農林水産省から出された「卸売市場整備基本方針」では、同「第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標 1卸売業者」として、「卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たして

いくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。(中略) この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準(図表64)を達成することを目安とするとともに、異なる市場の卸売業者同士の統合大型化、青果、水産物等取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化、連携強化も視野に入れた対応を行うこと」と定められている。

(図表64)

(単位：百万円)

	青果部 卸売業者	水産物部 卸売業者	花き部 卸売業者
中央卸売市場	240	380	140
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	100	160	80

岡山市中央卸売市場においては、平成17年度における各卸売業者の従業員1人当たりの取扱金額は、目標水準に対して図表65のとおり青果が70%台、水産物が40%~50%台、花きが75%台といずれも大幅に下回っている。

上記の基本方針に提示されている「生産性の向上」に向けて、外部の経営ノウハウを取り入れるなどして早急に改善を行うことが必要である。

(図表65)

(単位：百万円)

業者名	①取扱金額	②総従業員数 (役員含む)	一人当たり ③=①/②	④目標年度の 水準	③/④
a	15,936	93	171.4	240	71.4%
b	8,611	46	187.2	240	78.0%
c	19,388	102	190.1	380	50.0%
d	12,291	69	178.1	380	46.9%
e	5,884	56	105.1	140	75.1%

イ 仲卸業者の経営体質の強化が必要 【意見】

「卸売市場整備基本方針」「第5 2 仲卸業者」として、「仲卸業者の経営の発展を図るため、仲卸業者数の大幅な縮減を図ることを基本とし、市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受によ

る統合大型化、仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等による業者数の縮減を図ること。(中略)この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準(図表66)を達成することを目安とするとともに、異なる市場や取扱品目を異にする仲卸業者同士の統合大型化も視野に入れた対応を行うこと。」と定められている。

(図表66)

(単位：百万円)

	青果部 仲卸業者	水産物部 仲卸業者	花き部 仲卸業者
中央卸売市場	100	100	50
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	90	80	50

岡山市中央卸売市場においては、平成17年度における各仲卸業者の総従業員(役員、パート含む)1人当たりの取扱金額は、図表67のとおり、66者のうち2者を除き全て下回っている。

また、目標水準に対する現状の水準割合が6割未満となっている仲卸業者が大半であり、危機的水準にあると言っても過言ではない(図表67、図表68)。

(図表67)

	業者数	目標水準に対する現状の水準割合					
		100%以上	100%未満	80%未満	60%未満	40%未満	20%未満
青果部	26	1	4	6	6	9	0
水産物部	37	1	0	1	12	18	5
花き部	3	0	0	1	2	0	0
合計	66	2	4	8	20	27	5